

改正

平成23年 3 月 8 日条例第14号

平成24年 3 月 6 日条例第11号

平成25年 3 月 5 日条例第10号

平成30年10月 1 日条例第60号

令和 5 年 6 月27日条例第43号

令和 8 年 5 月22日条例第27号

世田谷区発達障害相談・療育センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 発達障害を有し、又はその疑いのある区民の福祉の増進を図るため、世田谷区発達障害相談・療育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）において使用する用語の例による。

一部改正〔令和 5 年条例43号〕

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 世田谷区発達障害相談・療育センター
- (2) 位置 東京都世田谷区大蔵二丁目10番18号

(休業日及び利用時間)

第 4 条 センターの休業日及び利用時間は、規則で定める。

(事業)

第 5 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 発達障害についての相談に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関すること。
- (3) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関すること。

- (4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業に関すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する特定相談支援事業に関すること。

2 センターは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保育園、幼稚園、学校その他の関係機関及び民間団体に対する発達障害に係る相談及び助言に関すること。
- (2) 発達障害に係る研修に関すること。
- (3) 発達障害についての知識の普及及び啓発並びに研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

一部改正〔平成23年条例14号・24年11号・25年10号・30年60号〕

(利用することができる者の範囲)

第6条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。ただし、第3号に掲げる事業については、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる事業 区内に住所を有する発達障害者又は発達障害の疑いのある者及びそれらの保護者
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事業 区内に住所を有する発達障害児又は発達障害の疑いのある児童であつて、児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。）の通所給付決定に係るもの
- (3) 前条第2項に掲げる事業 区内に住所を有し、又は所在するもの

一部改正〔平成23年条例14号・24年11号〕

(利用の手続等)

第7条 センター（第5条第1項第2号から第5号までに掲げる事業に限る。）を利用しようとする者又はその保護者は、規則で定めるところにより区長に対し利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの利用の承認をしないことができる。

- (1) 伝染性疾患を有する者であるとき。
- (2) センターの事業の目的に合致した利用を期待することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

一部改正〔平成23年条例14号・24年11号〕

(利用の条件)

第8条 区長は、センターの利用の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

2 区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。

(利用の承認の取消等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第6条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第7条第2項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- (3) 前条に規定する利用の条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要があるとき。

(使用料等)

第10条 センターの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第5条第1項第1号及び同条第2項に掲げる事業 無料
 - (2) 第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
 - (3) 第5条第1項第4号に掲げる事業 児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
 - (4) 第5条第1項第5号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
- 2 センターの利用者又はその保護者は、前項第2号から第4号までに定める額の使用料を、指定された期日までに、納付しなければならない。

一部改正〔平成23年条例14号・24年11号・25年10号・令和5年43号〕

(損害賠償)

第11条 センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日条例第14号）

- 1 この条例は、平成23年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に、この条例による改正前の世田谷区発達障害相談・療育センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により施行日以後の利用（旧条例第5条第1項第2号に掲げる事業に限る。）の承認を受けた者は、この条例による改正後の世田谷区発達障害相談・療育センター条例（以下「新条例」という。）の規定により利用（新条例第5条第1項第2号に掲げる事業に限る。）の承認を受けた者とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日以後の利用（新条例第5条第1項第2号に掲げる事業に限る。）の申請その他の手続は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年3月6日条例第11号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に、この条例による改正前の世田谷区発達障害相談・療育センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により施行日以後の利用（旧条例第5条第1項第2号に掲げる事業に限る。）の承認を受けた者は、この条例による改正後の世田谷区発達障害相談・療育センター条例（以下「新条例」という。）の規定により利用（新条例第5条第1項第3号に掲げる事業に限る。）の承認を受けた者とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日以後の利用（新条例第5条第1項第2号から第5号までに掲げる事業に限る。）の申請その他の手続は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年3月5日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第5号の改正規定（「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月27日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 22 日 条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。